

# ポイントプログラム特約

## 第1章 ポイントプログラム

### 第1条(目的等)

1. 本特約(以下「本ポイント特約」という。)は、SBIカード株式会社(以下「当社」という。)発行のSBIカードに係る会員(以下「会員」という。)がSBIカード個人会員規約(以下「会員規約」という。)に定義されるショッピング取引を利用することに付随して、当社又は当社が指定する者(以下「ポイント発行者」といい、当社と総称して以下「当社等」という。)が会員に付与するサークルプラスポイントに関するサービスについて規定するものです。
2. 本ポイント特約に定めのある事項については本ポイント特約が優先して適用され、本ポイント特約に定めのない事項については会員規約が適用されます。

### 第2条(定義)

1. 本ポイント特約における用語の意味は、以下のとおりとします。
  - (1)サークルプラスポイント カードによるショッピング取引その他当社等が別途指定する取引の利用に付随して当社所定の方法及び割合により、当社等が会員に対して付与する電子情報であって、本ポイント特約に基づき会員が当社等所定のサービスを受けることができるもの
  - (2)提携ポイント 前号以外の取引において付与された電子情報であって、本ポイント特約に基づき、会員がサークルプラスポイントと交換することができるものとして当社等が指定するもの
2. 本ポイント特約に定めるもののほか、本ポイント特約における用語の定義は、会員規約における定義に従います。

### 第3条(ポイント付与の変更等)

1. ポイント付与の対象となる取引、付与されるポイント、ポイント付与に係る条件その他サークルプラスポイントに関する一切の条件は、当社等が定めるものとし、当社等は、これらを会員に事前に通知することなく変更することがあります。
2. 会員と当社との間における会員規約に基づく会員資格を退会その他の理由により終了した場合又は本ポイント特約が終了した場合には、本ポイント特約に従って会員に付与されたポイントは、すべて失効するものとし、当該会員は、本ポイント特約に係る一切の権利を喪失します。
3. 過去に会員であった者が再度会員規約に基づく会員としての地位を取得した場合であっても、別途当社等が定める場合を除き、過去に会員であった際に当社等から付与されたサークルプラスポイント及び特典その他の権利関係は、引き継がれません。

### 第4条(サークルプラスポイント利用等)

1. 会員は、サークルプラスポイントを利用して当社等所定のサービスを受けることができます。詳しくは当社等のWebサイトに掲載しております。
2. 会員は、当社等所定の方法によりサークルプラスポイントの残高を確認できます。

### 第5条(サークルプラスポイントの有効期限等)

1. サークルプラスポイントの有効期限は、当該ポイントの付与又は交換の日から2年間とします。
2. 前項に定める有効期限が経過したサークルプラスポイントは消滅し、会員は、当該サークルプラスポイントのご利用はできません。

### 第6条(ポイントの付与ができない場合)

1. 会員は、次の場合には、サークルプラスポイントの付与及び提携ポイントの交換はできません。
  - (1)カードが破損しているとき
  - (2)停電、システム障害その他やむをえない事由があると当社が判断したとき
  - (3)利用者が、会員規約又は本ポイント特約に違反し、又は違反するおそれがあるとき
2. 前項に基づきサークルプラスポイントの付与又は提携ポイントの交換ができないことにより会員に損害等が生じた場合であっても、当社等は、その責任を負いません。

### 第7条(その他)

1. 会員は、サークルプラスポイントについて、他人に貸与し、譲渡し、又は質入れ等の担保に供することはできません。
2. 会員がカードの盗難、紛失、破損、電磁的影響その他事由により、サークルプラスポイントの全部又は一部を失われた場合であっても、当社等は、その責任を負いません。

3. 当社が本ポイント特約を変更する場合には、当社は、当社所定の方法により、一定の予告期間において周知の措置をとるものとし、予告期間経過後は変更後の約款を適用します。
4. 当社等は、天災地変、社会情勢の変化、法令の改廃、その他技術上又は営業上の判断等により、サークルプラスポイントに関するサービスを終了させることがあります。

## 第2章 個人情報の取扱い

### 第8条(個人情報の利用)

会員は、当社等が、サークルプラスポイントに関するサービス提供のために、個人情報の取扱いに関する同意条項第1条第1号から第6号までに定める個人情報を利用すること、また当社がサークルプラスポイントに関するサービスの提供のために、同第4条第1項に規定する情報を、同条項に規定する当社の提携会社としてポイント発行者に提供することに同意します。

MA004.1610